

令和7年度 第4回 札幌方面門別警察署協議会議事概要

項 目	内 容
開催日時	令和8年3月9日（月）午後1時30分から午後2時30分までの間
開催場所	札幌方面門別警察署 大会議室
出席者	<p>協議会委員 7名（定員7名）</p> <p>会 長 和田 与志男</p> <p>副 署 長 福 士 美 鶴</p> <p>委 員 赤 坂 俊 幸</p> <p>松 澤 浩</p> <p>西 尾 央 子</p> <p>田 中 慧 悟</p> <p>西 前 涼 香</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>警 察 署 員 4名</p> <p>署 長 小 倉 英 幸</p> <p>副 署 長 三 橋 裕 二</p> <p>刑事生活安全課長 富 山 幸 太</p> <p>地域交通課長 野 村 尚 弘</p>
開 催 状 況	
<p>1 開会の辞</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>3 会長挨拶</p> <p>4 門別警察署報告</p> <p>(1) 管内情勢について</p> <p>ア 1年間の警務係関係活動状況</p> <p>イ 1年間の刑事・生活安全係関係活動状況</p> <p>ウ 1年間の地域・交通関係活動状況</p> <p>5 質疑応答</p> <p>○ 日高自動車道の日高富川インターチェンジを下った際の一時停止について</p> <p>【委員】</p> <p>日高自動車道の日高富川インターチェンジを出口に下った際、一時停止標識による停止場所があります。その場所に設置されている停止線に</p>	

ついて、位置が変更となりましたが、修正前の停止線と現在修正された停止線の2箇所でそれぞれ止まる必要がありますか。

【警察】

道路交通法第43条（指定場所における一時停止）により、道路標識等による停止線の直前、道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては交差点の直前で、一時停止しなければならないと規定されています。

質問の対象である交差点については、現停止線の直前で一時停止すればよく、旧停止線及び標識の横で停止する必要はありません。ただ、交通事故を防止する観点から、しっかりと減速して安全な速度で一時停止できるように走行することをお願いします。

○ 特殊詐欺被害に遭った際の被害金について

【委員】

特殊詐欺の被害に遭った際、被害金は被害者に戻ってきますか。

【警察】

特殊詐欺の被害に遭った場合、お金を振り込んだ銀行口座からお金が引き出されていなければ、「振り込め詐欺救済法」に基づいて、お金が戻ってくる可能性があります。ほとんどの場合は既に犯人によって銀行口座からお金が引き出されており、被害者に戻すお金が口座にない状態であることから、被害者に被害金が戻ってくることは、ほとんどありません。

特殊詐欺の被害に遭わないように、身に覚えのない不審な電話、電子メール等には十分注意してください。

6 次回協議会開催予定

令和8年5月下旬から6月上旬に開催予定とした。

7 閉会の辞